

山梨県公報

号外第十三号

平成十六年

三月三十一日

水曜日

目次

山梨県税条例及び山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例……………二

条例のあらまし

山梨県税条例及び山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(税務課)

1 地方税法の一部改正に伴い、山梨県税条例について次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 個人県民税

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を、二年間で段階的に廃止することとした。

所得割の非課税限度額を引き下げることとした。
 老年者控除を廃止し、平成十八年度分以後の個人県民税について適用することとした。

土地、建物等の譲渡所得に係る課税の特例の見直しを行うこととした。

(ア) 長期譲渡所得の課税の特例に係る税率を引き下げ、平成十六年一月一日以後に行われる譲渡について適用することとした。

(イ) 優良住宅地造成等のための長期譲渡所得の課税の特例に係る税率を引き下げ、その適用期限を五年延長することとした。

非上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の税率を引き下げ、平成十六年一月一日以後に行われる譲渡について適用することとした。

(二) 不動産取得税

住宅用土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を二年延長することとした。

(三) 狩猟者登録税及び入猟税

普通税である狩猟者登録税及び目的税である入猟税を統合し、新たな目的税とし

(四) て狩猟税を創設することとした。

軽油引取税

脱税対策強化等のため、次に掲げる措置を講ずることとした。
 補完的納税義務制度の創設
 不正に製造された軽油について、本来の納税義務者が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油を製造した者又はその製造設備を提供した者に対して、連帯納税義務を負わせ、軽油引取税を徴収することができることとした。

免税軽油使用者証等の返納制度の創設

免税軽油の使用者が地方税法に違反したときは、その者の有する免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずることができることとした。

(五) 自動車税

平成十六年度及び平成十七年度に新車新規登録された環境負荷の小さい自動車について、当該登録の翌年度の自動車税を概ね五十パーセント又は二十五パーセント軽減することとした。

平成十六年度及び平成十七年度に新車新規登録されてから十一年を超えている車(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、新車として新規に登録されてから十二年を超えているもの)について、当該車が電気自動車等並びに一般乗用バス及び被けん引自動車である場合を除き、自動車税を概ね十パーセント重課することとした。

(六) 自動車取得税

低燃費車及び排出ガス保安基準に適合する車の取得に係る自動車取得税について、軽減措置を講ずることとした。

(七) その他次に掲げる規定の整備を行うこととした。

公益法人等のうち県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有するものに法人県民税を課しているが、当該公益法人等に「防災街区整備事業組合」を加えることとした。

独立行政法人都市再生機構法の施行に伴う規定の整備を行うこととした。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行に伴う規定の整備を行うこととした。

2 狩猟税の創設に伴い、山梨県収入証紙条例について規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、1(四)については同年六月一日から、1(七)については同年七月一日から、1(一)については平成十七年一月一日から、1(五)については同年四月一日から、1(七)については建築物の

安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律第四条の規定の施行の日から、1(七) については中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

山梨県条例及び山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十二号

山梨県条例及び山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例

(山梨県条例の一部改正)

第一条 山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 狩猟者登録税(第百三十四条 第百三十九条)」を「第十節 削除」に、「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第三条第一号中 「鉦区税」 を「鉦区税」に改め、同条第二号中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第六条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「入猟税」を「狩猟税」に改め、同号を同項第十二号とする。

第十六条第四項中「公益法人等(」の下に「防災街区整備事業組合、」を加える。
第十六条の二第一項第二号中「老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同条第四項を削る。

第二十条中「、老年者控除額」を削る。
第三十三条の十九第一項中「第三十七条の十第二項に規定する証券業者」を「第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する証券業者等」に改める。

第四十七条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。
第六十二条の二第一項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六十二条の六第十三項中「又は第十項」を「、第十項又は第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「又は第十項」を「、第十項又は第十二項」

に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「又は第九項」を「、第九項又は第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。
11 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百六十五条第三項に規定する事業会社

(以下本項及び次項において「事業会社」という。)が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業(次項において「防災街区整備事業」という。)の施行に伴い同法第一百七十七条第六号に規定する防災施設建築敷地(以下本項及び次項において「防災施設建築敷地」という。)若しくは同法第二百二十四条第二項に規定する個別利用区(以下本項及び次項において「個別利用区」という。)内の宅地を取得し、又は同法第一百七十七条第五号に規定する防災施設建築物(以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。)を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第四百四十四条第一項に規定する組合員(同法第四百四十五条に規定する参加組合員を除く。)に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除するものとする。

12 第二項から第四項までの規定は、防災街区整備事業組合又は事業会社が防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第二項中「敷地」とあるのは「第十一項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地」と、「施設建築物」とあるのは「同項に規定する防災施設建築物」と読み替えるものとする。

第六十二条の七第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「この項」を「本項」に、「県若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号イ若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七号)第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「若しくは所屬員」を「又は所屬員」に改め、「、又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。

第六十三条（見出しを含む。）中「都市基盤整備公園」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第三百三十四条から第三百三十九条まで 削除

第三百五十一条第四項中「混和の」を「製造の」に改める。

第三百五十二条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の補完的納税義務者）

第三百五十二条の二 法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第五百五十一条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下本条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第七百条の三第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下本項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、当該軽油を製造する行為が行われた場所を事業所等とみなす。

第三百五十七条の二を削る。

第三百六十条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の保全担保）

第三百六十条の二 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、法第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずるものとする。

2 法第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

第三百六十二条第三項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第三百五十四条各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければなら

ない。

第三百六十二条に次の一項を加える。

5 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

第三百六十三条第四項中「行なおう」を「行おう」に、「適当なものであると認めるときは」を「適当でない」と認めるときその他政令で定めるときを除き」に、「行なう」を「行う」に、「交付するものとする」を「交付しなければならない」に改め、同条第八項中「前条第三項後段」を「前条第四項後段」に、「ただし、」を「この場合において、同項後段中」に改める。

「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第三百六十八条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第三百六十八条の二を削る。

第三百六十九条を次のように改める。

（狩猟税の税率）

第三百六十九条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円

二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 一万千円

三 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

一 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 四分の一

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三
第七十条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。
第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

（狩猟税の徴収の方法）

第七十一条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、知事が特に必要があると認める場合においては、普通徴収の方法による。
2 前項ただし書の普通徴収をする場合における狩猟税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第七十二条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、規則で定める様式の狩猟税収入証紙納付書に狩猟税額に相当する額の証紙をはり付けなければならない。

2 狩猟税の納税者が、証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、知事は、前項の書類に規則で定める様式による納税済印を押すことによつて証紙に代えることができる。

附則第四条の二中「特定配当等」の下に「（租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

附則第六条の三中「三十六万円」を「三十五万円」に改める。

附則第十条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日から平成十六年六月三十日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「これらの規定中「二年」とあるのは「三年」を「第五十八条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内の特例適用住宅が新築されること困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」と、第六十条中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内の特例適用住宅が新築されること困難である場合として政令で定める場合においては、四年）」に改め、同条第三項を削る。

附則第十条の二第一項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改める。

附則第十条の六中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二中「百分の二」を「百分の一・六」に改める。

附則第十二条の三第一項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第

一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の一・六」を「百分の一・三」に改め、同項二号中「四千万円を超える」を「二千万円を超える」に改め、同号イを次のように改める。

イ 二十六万円

附則第十二条の三第一項第二号口中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第二項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第三十四条の二第二項三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項」を、「その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改める。

附則第十二条の四中「次に掲げる金額のうちいずれが多い」を「法附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の百分の三に相当する」に改め、同条各号を削る。

附則第十二条の五第三項中「の取得」の下に「（前項の規定の適用がある場合の自動車取得を除く。）」を加え、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「エネルギー消費効率」の下に「（以下本項において「エネルギー消費効率」という。）を、「適合するもの」の下に「（次項並びに次条第三項及び第五項から第七項までにおいて「低燃費車」という。）であつてエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの（次項並びに次条第四項及び第六項において「優良低燃費車」という。）」を加え、「次条」を「次条第三項、第五項及び第七項」に、「の四分の一」を「よりも厳しいものとして府令で定める許容限度（次項並びに次条第四項及び第六項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一」に改め、「又は第四項」を削り、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で府令で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で府令で定めるものの取得（第三項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第五十条の四第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは

「取得価額から二十万円を控除して得た額」とする。
附則第十二条の五第七項中「前項」を「前二項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項及び第十項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第三項、第五項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第五十條の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 バス、トラックその他の府令で定める自動車 百分の二

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の一
附則第十二条の五第九項中「第四項又は第六項」を「第五項、第六項又は前二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が府令で定める許容限度の四分の一を超えない自動車（第三項、第五項、第六項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第五十條の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附則第十二条の六第一項中「（第三項）」の下に「及び第四項」を加え、同項に次の二号を加える。

四 平成六年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十七年度

五 平成七年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自

動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十八年度
附則第十二条の六第三項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車」として「同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る政令で定める基準に適合するもの（第五項及び第七項において「低燃費車」という。）」を「低燃費車」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車（府令で定めるもの及び電気自動車等）に対する第六十條第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
附則第十二条の六第六項を次のように改める。

6 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車（府令で定めるもの）（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車（府令で定めるもの）（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第六十六條第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
附則第十二条の六第八項中「前項」を「第三項から前項まで」に改める。
附則第十二条の七第三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第十二条の十第一項中「並びに次条第一項及び第二項」を「及び次条第一項に、「百分の二」を「百分の一・六」に改める。

附則第十二条の十の二第二項中「県民税の所得割の納税義務者」を「平成十六年度から平成二十年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」を削り、「第三十五條の二の二第五項」を「第三十五條の二の二第四項」に、「百分の一・六」を「百分の一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項

中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十二条の十五を附則第十二条の十五の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例)

第十二条の十五 第三十四条第一項第一号口の規定の適用については、当分の間、同号口中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。

(山梨県収入証紙条例の一部改正)

第二条 山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百五十八条第三項(第七百条の五十四第一項において例による場合を含む。)」を「第七百条の六十九第三項」に改める。

第二条第一項中「手数料並びに狩猟者登録税及び入猟税」を、「手数料及び狩猟税」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県条例第五百一十一條第四項の改正規定、同条例第五百一十二條の次に一条を加える改正規定、同条例第五百一十七條の二を削る改正規定、同条例第六十條の次に一条を加える改正規定並びに同条例第六十二條並びに第六十三條第四項及び第八項の改正規定並びに附則第七條の規定 平成十六年六月一日

二 第一条中山梨県条例第四十七條第二項、第六十二條の二第一項及び第六十三條の改正規定並びに同条例附則第十條第一項の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。) 平成十六年七月一日

三 第一条中山梨県条例第二十條の改正規定及び附則第二條第三項の規定 平成十七年一月一日

四 第一条中山梨県条例附則第十二條の六第一項(同項に二号を加える部分に限る。)及び附則第四條第一項の規定 平成十七年四月一日

五 第一条中山梨県条例第六十二條の七第一項の改正規定(「県若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一條第一項第二号イ若しくは口の資金の貸付け若しくは施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化」を「県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五條第一項第三号口の

資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。)及び附則第三條第二項の規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四百十六号)の施行の日

六 第一条中山梨県条例第十六條第四項の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第四條の規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の山梨県条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十六條の二及び附則第十二條の十の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十條の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第四條の二の規定は、平成十六年四月一日(以下「施行日」という。)以後に特定配当等(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等)をいう。以下この項において同じ。)に係る所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第七條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号。次項及び附則第七項において「新租税特別措置法」という。)第四條の二第九項及び第四條の三第十項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る所得税法等改正法第七條の規定による改正前の租税特別措置法(次項及び附則第七項において「旧租税特別措置法」という。)第四條の二第九項又は第四條の三第十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十二條の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十二條の三の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後

に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った第一条の規定による改正前の山梨県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十二条の三第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第十二条の四の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

8 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新条例第二十三条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例第六十二条の七第一項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第十二条の六第四項及び第六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条の六第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

第五条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第六条 新条例附則第十二条の五第三項及び第五項から第十項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日以前の旧条例附則第十二条の五第四項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第七条 新条例第百五十二条の二の規定は、平成十六年六月一日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

（狩猟税に関する経過措置）

第八条 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（入猟税に関する経過措置）

第九条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番